

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第6回期日（20200805）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

証拠説明書（甲A号証）

－第9準備書面に対応する証拠について－

2020年7月15日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 297	論文「同性婚と平等保護」法学論集43巻2号	写し	2009年 9月	大野友也	同性婚の禁止は性にに基づく差別と構成することができ、その正当化には合理性の審査よりも厳格な審査が要求されることから、同性婚を認めない日本の法体制がそのような審査に耐えられるか否かを検討する必要があると指摘する憲法学説の存在及び内容。
甲A 298	論文「日本国憲法と同性婚」月報全青司452号	写し	2017年 12月	大野友也	憲法13条の自己決定権及び14条の性別に基づく差別の禁止という観点からすれば、同性婚を認めないことは違憲であると論ずる憲法学説の存在及び内容。
甲A 299	書籍『LAW IN CONTEXT憲法』(抄本)	写し	2010年 12月25 日	松井茂記	同性婚が認められていないことについては、憲法14条1項及び24条の平等権の侵害の主張と、憲法13条あるいは24条に根ざす結婚の自由ないし結婚の権利の侵害の主張があり得るとし、仮に厳格審査ではなく合理的根拠基準が適用されるものとしたとしても、なぜ同性婚が認められないのかについて説得的な根拠を持ち出すことは容易ではなく、婚姻制度が異性間のものでなければならぬ理由は存しないかもしれない旨を指摘する憲法学説の存在及び内容。
甲A 300	論文「明文根拠を欠く基本的人権の保障」戸松秀典・野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』所収	写し	2012年 3月30 日	松井茂記	憲法24条は、性別にかかわらず女性も男性も平等に婚姻できることを定めたものにすぎないと解することができれば、同性婚を否定すべき理由にはならず、同性婚の否定は、たとえ緩やかな審査を適用したとしても正当で合理的な目的といえるかどうか疑問がありうると論ずる憲法学説の存在及び内容。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 301	論文「同性婚と憲法」時の法令1976号	写し	2015年 4月	福嶋敏明	<p>憲法24条の制定趣旨を重視すれば、同条は必ずしも同性婚を排除するものと解する必要はなく、そのように解した場合、同性婚を認めないことについては、憲法13条及び憲法14条1項との適合性が問われることになるところ、同性婚の否定は、同性カップルに婚姻制度への平等アクセスを否定するのみならず、同性愛者にスティグマを付与するおそれがあるものであり、また、婚姻と生殖との不可分性に異を唱える見方によれば、同性カップルに婚姻を否定する理由はなくなるとの結論が導き出され得ることを指摘する憲法学説の存在及び内容。</p>
甲A 302	論文「日本国憲法における同性婚の位置」専修法学論集135号	写し	2019年 3月	榎透	<p>同性カップルの婚姻の自由は、憲法24条で保障されなくても13条で保障されると理解すべきであり、また、婚姻に関する現行法をめぐる同性カップルと異性カップルの間の取り扱いの差異は、「社会的身分」等に基づく不合理な区別として憲法14条1項で違憲と評価される可能性があるところ、法律婚という制度の目的が、生殖の奨励や核家族の保護であっても、共同生活を営むことへの法的承認であっても、同性婚を認めない現行法は、もはやその正統性が疑わしく、憲法13条及び14条1項に違反すると考えられると論ずる憲法学説の存在及び内容。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 303	論文「同性婚の未規定性の憲法適合性：婚姻の自由ではなく人格権の問題として」関西大学法学論集69巻3号	写し	2019年 9月	西村枝美	家族と過ごす時間，親しい人と過ごす時間など，個人的な人間関係をはぐくむ場である私的領域の形成，維持を可能とする法制度の形成は憲法13条に基づく立法者の義務であるから，同性カップルに私的領域を否定するに値するだけの法益がおよそ存在しないにもかかわらず，同性カップルに私的領域の形成，維持を可能とする法制度を付与しないことは憲法13条に違反する上，婚姻制度の目的を，当事者の私生活の保護と生殖の保護のいずれに解するにせよ，異性のカップルのみを対象としている現在の法律上の婚姻は，立法目的からして包摂すべき対象者を合理的理由なく限定していることから，過少包摂であり憲法14条1項に違反すると論ずる憲法学説の存在及び内容。
甲A 304	書籍『立憲主義と日本国憲法』（抄本）	写し	2001年 3月20 日	高橋和之	2001年に出版された憲法の概説書では，「結婚の自由については憲法24条が保障しているが，近年議論され始めた同性間の婚姻まではカバーしていないというのが通説である。」との記述がなされていたこと。
甲A 305	書籍『立憲主義と日本国憲法 第5版』（抄本）	写し	2020年 4月15 日	高橋和之	近時の憲法の概説書では，「結婚の自由については憲法24条が保障しているが，近年議論され始めた同性間の婚姻まではカバーしていないというのが通説であった。」との記述がなされていること。